

○本庄市廃棄物の排出の抑制及び適正処理の促進に関する条例

平成 18 年 1 月 10 日

条例第 127 号

(目的)

第 1 条 この条例は、廃棄物の排出の抑制及び適正処理を促進するとともに、廃棄物の再資源化及び減量化を行い、併せて生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。)の例による。

2 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 再生利用 活用しなければ不要となる廃棄物を再び使用すること又は資源として利用することをいう。

(2) 再生資源 資源の有効な利用の促進に関する法律(平成 3 年法律第 48 号)第 2 条第 4 項に規定する再生資源をいう。

(3) 再生品 主に再生資源を用いて製造され、又は加工された製品をいう。

(廃棄物減量等推進審議会)

第 3 条 法第 5 条の 7 第 1 項の規定により、市長の諮問に応じ一般廃棄物の減量、再生利用、再資源化及び再生品等に関する事項を調査、審議するため本庄市廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、委員 25 人以内をもって組織する。

(環境衛生推進委員)

第 4 条 市長は、法第 5 条の 8 第 2 項に規定する廃棄物減量等推進員の職務その他市の環境衛生事業への協力を行う者として本庄市環境衛生推進委員を委嘱する。

(委任)

第 5 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成18年1月10日から施行する。

○本庄市廃棄物の排出の抑制及び適正処理の促進に関する規則

平成18年1月10日

規則第99号

改正 平成18年7月26日規則第193号

平成30年3月30日規則第13号

(趣旨)

第1条 この規則は、本庄市廃棄物の排出の抑制及び適正処理の促進に関する条例(平成18年本庄市条例第127号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審議会の組織)

第2条 条例第3条に規定する本庄市廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 各種関係団体の推薦する者
- (3) 商業、工業及び農業関係者
- (4) その他市長が必要と認める者

(審議会の委員の任期)

第3条 審議会の委員の任期は2年とし、4月1日を起算日とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長の職務)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第5条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の2分の1以上の者の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料等の提出を求めることができる。

(会議の公開の可否等)

第6条 会議は公開とする。ただし、円滑な議事の進行に著しい支障が生じると認められる場合であって、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、非公開とすることができる。

(会議開催の事前公表)

第7条 審議会は、会議が開催される日の7日前までに次に掲げる事項を記載した会議の開催予定を市のホームページにより公表するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要があるとき等やむを得ない場合はこの限りでない。

(1) 開催日時

(2) 開催場所

(3) 議題

(4) 傍聴人の定員及び傍聴の手続

(5) その他周知が必要な事項

(会議の傍聴等)

第8条 会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該傍聴を認めることにより行う。

2 審議会は、傍聴者に会議資料を提供するものとする。ただし、会議資料が貴重、高額、大量である等提供することが困難であるときは、当該会議資料を、会議が終了するまでの間、当該会議を行う場所に据え置き、傍聴者の閲覧に供することにより提供に代えることができる。

(会議録等の公表)

第9条 審議会は、会議録を作成し、会議資料とともに審議会により非公開とした部分を除いた上で市のホームページにより公表するものとする。

(審議会の庶務)

第10条 審議会の庶務は、経済環境部環境推進課において処理する。

(審議会の運営)

第11条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(推進委員の委嘱)

第12条 条例第4条に規定する本庄市環境衛生推進委員（以下「推進委員」という。）は、自治会長が適任と認め、推薦した者を市長が委嘱する。

(推進委員の定数)

第13条 推進委員の定数は、422人とする。

2 推進委員に欠員が生じたときは、当該自治会長は、速やかに補欠委員を市長に推薦するものとする。

(推進委員の職務)

第14条 推進委員は、次の職務を行う。

- (1) 環境衛生思想の普及徹底に関すること。
- (2) ごみの減量化及び再資源化のための施策に協力すること。
- (3) 感染症予防に関する業務に協力すること。
- (4) そ族昆虫駆除に関する業務に協力すること。
- (5) 清掃に関する業務に協力すること。
- (6) その他環境衛生業務遂行上必要なこと。

(推進委員の任期)

第15条 推進委員の任期は2年とし、4月1日を起算日とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により委嘱された推進委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 推進委員の任期満了後後任者が就任するまでは、引き続きその職務を行うものとする。

(推進委員の代表)

第16条 推進委員の代表として、自治会代表委員、地区代表委員及び市代表委員を置く。

- 2 自治会代表委員は、自治会ごとに1人とし、当該自治会代表の互選とする。
- 3 地区代表委員は地区ごと（本庄・藤田・仁手・旭・北泉・児玉・金屋・秋平・

本泉・共和)に各1人の計10人とし、当該自治会等代表委員の互選による。

4 市代表委員は1人とし、地区代表委員の互選による。

5 前項により市代表委員に選出された委員の属する地区は、第3項の規定により1人の地区代表委員を選出するものとする。

(推進委員の会議)

第17条 会議は、委員会、自治会等代表委員会及び地区代表委員会とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年1月10日から施行する。

(経過措置)

2 施行日から平成19年3月31日までの間に委嘱する本庄市環境衛生推進委員の任期は、第15条の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。

附 則 (平成18年7月26日規則第193号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日規則第13号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。